

正誤表

「<第3版>税理士のための 準確定申告とその実務」（令和元年12月25日発行）の記述に誤りがありましたので、お詫びの上、以下のように訂正させていただきます。

税務研究会出版局

P.14 「2 準確定申告の種類—死亡の場合—」表中

<誤>

還付申告等 をすること ができる場 合	還付等申告書を提出 することができる者 が死亡	翌年1月1日か ら5年以内
	その年の途中で死亡	

<正>

還付申告等 をすること ができる場 合	還付等申告書を提出 することができる者 が死亡	翌年1月1日か ら5年以内
	その年の途中で死亡	

P.16③所得税法で規定されていない理由等【還付等申告書の提出期限】1行目はじめに追加

<正（追加）>

還付等申告書を提出できる者が死亡した場合は、還付等申告書については提出期限が定められていないため、暦年終了後（翌年1月1日以後）いつでも提出することができます。

P.16③所得税法で規定されていない理由等【還付等申告書の提出期限】8行目の後に追加

<正（追加）>

～この期間を徒過した場合には、還付請求は認められません。

なお、居住者が年の中途において死亡した場合（所法125②）、その相続人が還付等申告書を提出することができる期間について明確な規定はありませんが、相続の開始があったことを知った日の翌日から5年間と解釈することが合理的であると考えられます。

P.103 【提出期日】

(2) 確定損失申告の場合

<誤>

～その確定損失申告書に添付して、その年の翌年の2月16日から3月15日までの間に、
税務署長に提出することになります。

<正>

～その確定損失申告書に添付して、相続の開始があったことを知った日の翌日から4か
月を経過した日の前日までに、税務署長に提出することになります。

(3) 還付等申告の場合 3行目のあとに追加

<正（追加）>

～税務署長に提出することになります。また、被相続人が年の中途において死亡した場合は、
相続の開始があったことを知った日の翌日から5年の間に、税務署長に提出すること
になります。